

27建第863号

平成28年 3月 8日

(一社) 長崎県建設業協会 会長 様
(一社) 長崎県工務店連合会 会長 様
(一社) 長崎県中小建設業協会 会長 様
長崎県電気工事業工業組合 理事長 様
長崎電気設備協同組合 理事長 様
長崎県管工事業協同組合連合会 理事長 様
(一社) 長崎県空調衛生設備業協会 会長 様
(一社) 日本塗装工業会長崎県支部 支部長 様
長崎県ビルリフォーム協同組合 代表理事 様
長崎県防水工事業協同組合 理事長 様
(一社) 長崎県建造物解体工業会 会長理事 様
長崎県板金工業組合 理事長 様
長崎県畳工業組合 理事長 様
長崎県建具木工業組合連合会 会長 様
長崎県表具内装連合会 会長 様

長崎県土木部 建築課長



工事費内訳書取扱要領の運用について（営繕工事）

工事費内訳書取扱要領（最終改正平成28年3月8日27建企第602号）における営繕工事について、下記のとおり、平成28年4月1日から運用することとします。

記

工事費内訳書取扱要領第4において（営繕工事にかかる工事費内訳書の内容及び提出等）

- ① 営繕工事とは、建築物の新築、改築、増築、移転、修繕、模様替え及び建築物に関連する設備工事、並びに建築物の解体工事をいう。

（注：長崎県土木部住宅課が発注する県営住宅の工事を含む。）